



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役会長兼社長 C E O 尾山 基
(コード番号：7936 東証第一部)
問合せ先 取締役 加藤 勲
TEL. (078) 303-2213

株主還元方針の変更、中間配当制度の導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主還元方針の変更および中間配当制度の導入並びに「定款一部変更の件」を平成30年3月29日開催予定の第64回定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、定款の一部変更につきましては、平成30年3月29日開催予定の第64回定時株主総会において、正式決定いたします。

記

1. 株主還元方針の変更について

(1) 株主還元方針の変更の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識しており、これまで連結当期純利益の概ね 20%を配当原資とすることを基本方針としてまいりました。

平成 29 年 12 月期より、株主の皆様への利益還元を充実させるために、株主還元方針を次のとおりとすることといたしました。

(2) 株主還元方針の変更内容

変更前	連結当期純利益の概ね <u>20%</u> を配当原資とする。
変更後	2017 年度から 2020 年度までの 4 ヶ年は <u>50%の総還元性向</u> になることを目処に、株価水準や市場環境等に応じて、機動的な自己株式の取得を行う。

$$\text{※ } n \text{ 年度総還元性向} = \frac{(\text{n 年度の年間配当金額}) + (\text{n+1 年度の自社株式取得額})}{\text{n 年度の親会社株主に帰属する当期純利益}}$$

(3) 株主還元方針の変更の時期

平成 29 年 12 月期より適用いたします。

(4) 自己株式の消却について

自己株式は、2019 年償還予定の「2019 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(CB)」の転換に備え、新株予約権が行使されるまで必要な株数を保有する予定ですが、その転換に必要な株数を超過する自己株式につきましては原則として消却予定です。

2. 中間配当制度の導入について

(1) 中間配当制度の導入の目的

当社は、これまで年 1 回の期末配当のみを実施してまいりましたが、株主の皆様へ利益還元のための充実のため、平成 30 年 12 月期より中間配当制度を導入いたします。

(2) 中間配当基準日

毎年 6 月 30 日

なお、中間配当制度の導入およびこれに伴う定款一部変更につきましては、本年 3 月 29 日開催予定の当社第 64 回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元のための充実のため、中間配当の基準日を定めることとし、現行定款第44条を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第43条 (条文省略)	第 1 条～第43条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第44条 剰余金の配当は、 <u>毎年12月31日現在の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して行う。</u>	(剰余金の配当の基準日) 第44条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u>
(新 設)	<u>② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u>
(新 設)	<u>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第45条 (条文省略)	第45条 (現行どおり)

(3) 日程

第 64 回定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 30 年 3 月 29 日(予定)
同上

以 上